

令和4年7月29日

町田市長 石阪丈一殿

『くじら山』の緑を考える会 代表 高橋孝栄

都市計画町田3・3・36号線整備に伴う「本町田なかまち公園」の代替措置について（要望）

日頃は町田市内の公園緑地行政にご尽力いただき誠にありがとうございます。

当会『くじら山』の緑を考える会は、町田市の「公益的活動団体」として町田市立「本町田くじら山湧き水公園」における清掃活動や湧水施設の維持管理活動を行っている市民団体です。

さて、町田市旭町や中町を通る都市計画道路「都市計画町田3・3・36号線」については、「くじら山」の周辺でも道路事業に着手したと聞いております。そのような状況の中、その都市計画道路区域の範囲には、町田市立「本町田なかまち公園」が含まれていること及び湧水地を含んだ自然地斜面の一部が含まれていることが都市計画図などからも確認されます。

都市公園法第16条1項に、都市公園は他の都市計画施設と重複する場合は廃止できると規定されており、「本町田なかまち公園」が廃止されることは致し方ないと考えます。しかしながら、1項は例外的な限定列举の事例であり、16条全体の主旨は都市公園の保存であることから、本来はみだりに廃止するべきものではないものです。

また、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、都市計画道路が都市計画公園等と重複している場合、都市計画公園等に必要な機能の確保を前提に、開園している公園については、既存の緑や景観、公園等の機能等にも配慮し、道路構造による対応の可能性を検討することなどが記載されています。「本町田なかまち公園」は都市計画公園ではありませんが、都市公園として開園しており、これまでも緑のある空間として住宅市街地の環境維持に役立ち、一般市民の利用に供してきたものであることから、同様に基本方針の考え方を尊重すべきと考えます。

一方、当該自然地斜面は、斜面下部に湧水があり、東京都の保護上重要な野生生物種（東京都レッドリスト掲載種）であるサワガニなどの希少生物が生息しているほか、近年の一連の宅地開発でそのほとんどが失われた「くじら山」の雑木林が残存している貴重な自然地です。そのため、湧水や自然環境、生物多様性の保全の観点からも、道路整備事業等において慎重な対応が求められます。

そこで、以上のような状況を踏まえ、次のことを提案、要望いたします。

廃止される「本町田なかまち公園」の代替として、隣接自然斜面地を公園等に指定し、用地取得して保全すること

これにより、町田市の貴重な財産である湧水や自然環境、生物多様性が保全されるとともに、隣接する町田市立「本町田くじら山湧き水公園」、「本町田むかい第二児童公園」とともに一体的な緑のネットワークとして恒久的に維持されます。また、道路事業が自然や緑の保全に役立ったという好事例となり、今後の道路事業全体の推進にもつながるものと考えます。本提案が実現された場合は、当会としても、湧水地などの維持管理活動に協力いたします。なお、公園等の整備内容については住民の声も反映していただければ幸いです。「なんだ かんた言っても、やっぱり町田が一番」と感じられる、都市と自然のバランスがよい、今後の町田市全体の発展を考慮し、ぜひ実現していただきますようお願いいたします。

問合せ先 『くじら山』の緑を考える会

kujirayama.machida@gmail.com